

臨床心理分野専門職大学院
令和6年度認証評価報告書
<抜粋>

令和7(2025)年3月28日
公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会

II 申請大学院に対する認証評価の結果

九州大学臨床心理分野専門職大学院に対する認証評価の結果

1 認証評価の結果

九州大学大学院 人間環境学府 実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が定める臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程の評価基準に適合している。

2 総評

九州大学の臨床心理分野の学部及び大学院は、日本で最初に附属の心理教育相談施設を開設した5大学院の一つとして出発し、以降、心理臨床の教育や臨床心理学の研究におけるパイオニアの役割を担って、新たな領域や独自性あるアプローチを開拓しつつ、教育、研究、実践を積み重ねてきた歴史と伝統をもっている。この歴史と伝統のもとで培われた九州大学臨床心理分野の学風、教育的風土が輩出した臨床心理分野における多数の研究者、教育者、実践家は、本分野におけるオピニオンリーダーとして、学術及び社会への大きな貢献を実現してきた。

こうした実績を基盤として、九州大学全体の組織改編により大学院組織としての人間環境学府が創設された折に、わが国初の臨床心理分野専門職大学院として、実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）が開設された。以来、この新たな高度専門職業人養成体制において、教育課程、臨床心理実習、学生支援、入学者選抜、教員組織などの整備に努め、その成果により平成21年度、平成26年度及び令和元年度実施の公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による認証評価において、適合と認定された。平成30年度には伊都キャンパスへ移転し、広大な敷地、近代的で設備の整った校舎と施設を有する質の高い環境のもとで教育が展開されることとなった。「総合臨床心理センター」は「心理教育相談部門」と「子ども発達相談部門」、「生涯発達支援部門」を1階と2階に配置する形で独立棟に統合され、心理実践の拠点として地域貢献の役割を果たしてきている。また、教職員の尽力により実習に必要なケース数も維持され、着実に成果を積み重ねている。

前回認証評価時に期待された二つの方向の展開の可能性、すなわち、教育理念に示されるアジアの臨床心理実践研究の拠点としての機能と、伊都地区における地域連携の拠点としての機能に関しても、この5年間にわたり、優れた成果を上げてきたことが認められる。

平成30年度から開始された公認心理師養成カリキュラムと臨床心理士養成教育との創造的・生産的な協調、心理臨床実践教育の質の維持等の課題への取り組みも続けられている。前回の認証評価後、令和元年末からの世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けながらも、大学院教育と心理臨床活動を継続し、正常化後の状態回復に努め、今回令和6年度に4回目の認証評価を迎えるに至った。

今回の認証評価では、令和元年度の3回目の認証評価後、令和6年5月までの実績を対象

に、主として判定評価チームが「自己点検評価報告書」、「大学院基礎データ」、「事前確認事項回答書」及び令和2年度以降の「年次報告書」などの書類審査を行い、加えて九州大学大学院へのヒアリングと訪問調査を実施し、教育訓練、臨床及び研究活動の現状を把握する作業を進めた。その結果を判定委員会、認証評価委員会、理事会の議を経て、この報告書としてまとめた。

審査の結果、九州大学大学院人間環境学府実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）は、評価基準のすべてを満たしており、臨床心理士養成の基本理念や当該大学院の目的に照らし、総合的に判断して適合していると認定する。これは、高度専門職業人を養成する専門職大学院として基礎的な要件を満たしており、社会的に保証できることを意味している。次回の評価については、令和12年3月31日までに受けるものとする。

なお、今回は「勧告」及び「改善が望ましい点」としての指摘はなかった。「要望事項」はさらに充実した教育実践及び教育環境の実現に向けて、一層のレベルアップが図られるよう提示したものである。今後とも高い水準を維持しながら、さらなる向上を遂げられることを期待する。

3 章ごとの評価

第1章 教育目的

(1) 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

教育理念や教育目的を明確かつ多角的に定め、優れた教育成果を挙げている。臨床心理士資格試験の合格率が令和3年度修了生は100%、令和4年度修了生は94.4%と高い水準を達成している。また、修了生の常勤職への就職率が高く、実践家養成教育の高い成果が認められる。その他、ディベロップメント調査を実施し、教育の質の向上と改善に努めている。

(3) 第1章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、臨床心理士養成の教育理念や目的に沿いながら、着実に高水準の教育が行われており、成果を上げている。

(4) 根拠理由

【項目1-1 教育目的】

基準1-1-1

教育理念、目的が明確に定められており、その内容が専門職大学院設置基準、学校教育法に適合するものであること（レベル1）。

人間環境学府の教育理念は「既存の複数のディシプリンを習得しながら」、「これらを統合する具体的方法として人間環境学という学問分野を創造するという『複眼的構造』とされている。その上で、当該専攻は教育理念として、臨床心理分野の高度専門職業人の養成に当たって「その業界でより高度の知識・技術を持つ指導的な役割を果たすことができる人材を輩出する」、「アジアをはじめ広く国内外で活躍が期待される人材を輩出する」という二つの理念を定めている。

教育目的として、「様々な臨床心理現場との連携を深めつつ、種々の臨床心理現場に即応できる臨床心理分野の高度専門職業人の養成」を掲げ、より具体的に「医療・保健、教育、福祉、司法・矯正など多岐にわたる臨床心理活動領域に即応できる人材」、「生涯発達における様々な心理的援助レベルに対応できる人材」、「個別・集団レベル、ネットワーク・システムレベルなどいろいろな心理的援助の介入レベルで活躍できる人材」、「地域及び他分野に根ざしたコラボレーションが可能な人材」を挙げ、理論と実践、知識と技術のバランス、実習先の三大領域の確保、実務家による指導、人間に対する倫理観・道徳的能力の養成に留意した教育を目指している。

この目的は、専門職大学院設置基準第2条で定める目的及び学校教育法第99条に沿ったものとなっている。

基準 1-1-2**教育の理念、目的が周知、公表されていること（レベル1）。**

大学教職員に対しては、教員会議やFD委員会等の機会において教育の理念や目的の共有がなされており、学生に対しては、入学前はウェブサイトを通して、入学時はオリエンテーションや学生便覧等において周知が図られている。また、社会に対しては、ウェブサイト及びパンフレットにより公表されている。

基準 1-1-3**目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること（レベル1）。**

入学時、進級時、修了時に学生に対してディベロップメント調査を実施し、学業の進展状況やカリキュラム等への満足度の把握に努めている。令和3年修了時、令和4年修了時のカリキュラムに対する満足度は7件法で4.0と4.9、実習についての満足度は5.5と6.0であり、特に実習の満足度が高い。令和3年度入学生の入学時と修了時の比較では心理検査法の理解度は同じく7件法で2.4から3.3に、心理療法の理解度は3.2から3.6に増加している。

令和5年度の学外実習先からの実習態度評価の平均値は5件法で「医療」は4.6、「福祉」は4.5、「教育」は3.9の良好な得点を得ている。

学生の単位修得率は、令和4年度・令和5年度とも99%を超えている。ほとんどの学生がカリキュラムに定められた単位を優秀な成績で修め（S又はAが令和4年度95.0%、令和5年度98.2%）、専門職大学院としてふさわしい学力や能力を身につけて修了していることが報告されている。

臨床心理士資格試験の合格率は、令和4年度が100%、令和5年度が94.4%と高水準を維持しており、全国平均の65%前後を大きく上回っている。

修了後の進路は、令和3年度(26名)、4年度(27名)、5年度(34名)の修了生のうち、臨床心理職の常勤職(16名、23名、24名)、非常勤職(7名、0名、2名)であり、両者の合計を就職率とすると概ね80%前後(88%、85%、76%)の高水準である。博士後期課程への進学者は2名、3名、7名と一定数を維持している。

以上から、教育の効果や成果が上がっていることが進路決定状況や評価得点からも裏付けられており、当専攻の教育の理念及び目的が実現されていることが確認された。

ただし、学生からのヒアリングにおいては臨床心理士と公認心理師の専門性や具体的な職能の共通点や相違点について、知識や自覚をより確かなものにする余地が残っていることが確認された。

(5) 改善が望ましい点

特になし。

(6) 要望事項

①臨床心理士の専門性や職能等に関して、入学前、入学時、在学中の各段階において、より具体的かつ明確に理解できるよう、ガイダンスや授業、手引き類を通じた働きかけを拡充することが望まれる。

第2章 教育課程

(1) 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

種々の臨床心理現場に即応できる実務家を養成するために、必修科目を演習・実習科目で構成し、選択科目として多様な科目を開設することによって、学生が多角的な視点を学びながら、専門的な臨床心理学の知識と技能を修得することができる教育課程を編成している。

(3) 第2章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、臨床心理士養成の基本理念や目的に沿って教育課程が編成され、教育内容も適切なものである。特に演習・実習科目を重視し、実際の事例をもとにした学習の機会を多く取り入れている。一部の科目においては、30名を超える学生数で授業が行われている状況にあるが、複数教員で実施する授業の設定や教育補助者(TA)の配置等により、学生が主体的に学べるよう工夫に努めている。

(4) 根拠理由

【項目2-1 教育内容】

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、臨床心理士としての実務に必要な専門的な臨床心理学の知識、感受性、分析力、表現力、対人関係スキル等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに臨床心理士としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること(レベル1)。

教育課程は、実務家としての理論的・実践的知識を幅広く学修させるために系統的に編成されている。特に演習・実習科目を重視し、個別の臨床心理事例の理解に必要な知識や技能を修得することに加え、地域社会との連携や他機関との協働に関する視点を養うための実践的指導がなされている。そして、学生自身が担当した事例研究論文の執筆を通じて、対象者に臨床的に関わる際の倫理的素養、技術、責任感の涵養を促すよう努めている。

また、修了時までには研究論文2編の執筆と提出を課しており、そのうち1編は学生のキャリア形成の希望に応じて事例研究論文又は調査・実験研究論文から選択可能となっている。ただし、これら論文指導のプロセスについて、オリエンテーション資料中の行事日程表では一部不明瞭な記載となっている。

基準 2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること（レベル1）。

(1) 臨床心理学基本科目

（臨床心理学の基本についての科目、学内実習を含む臨床心理査定の科目、学内実習を含む臨床心理面接の科目をいう。）

(2) 臨床心理展開科目

（学外実習を含む臨床心理の諸実践領域についての科目、臨床心理事例研究に関する科目をいう。）

(3) 臨床心理応用・隣接科目

（臨床心理学の応用領域・技法に関する科目、臨床心理の応用技法に関する科目、臨床心理と隣接する領域・分野に関する科目をいう。）

臨床心理学基本科目（「臨床心理学基幹科目群」12科目）、臨床心理展開科目（「臨床心理学展開科目群」9科目）、臨床心理応用・隣接科目（「臨床心理学基本科目群」30科目）として、計51科目が開設されている。

基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、評価対象大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること（レベル1）。

必修科目である臨床心理学基本科目（「臨床心理学基幹科目群」18単位）と臨床心理展開科目（「臨床心理学展開科目群」18単位）の36単位に加え、選択科目である臨床心理応用・隣接科目（「臨床心理学基本科目群」）60単位から10単位以上を選択し、それぞれ単位修得することを求めており、基準に適合している。開設単位数は96単位であり、必修科目をすべて演習・実習科目で構成し、充実した選択科目を設けることにより、学生のニーズに応えることが可能な教育課程となっている。また、学年進行に応じたカリキュラムを編成し、臨床基礎から臨床応用へと体系的に学修できるよう工夫されている。

【項目 2-2 授業を行う学生数】

基準 2-2-1

専門職大学院においては、少人数による双方向又は多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることにかんがみ、ひとつの授業科目について同時に授業を行う学生数が、適切な規模に維持されていること（レベル1）。

科目別の学生数は、令和5年度に開講された45科目中25科目において30名以下である。

当該専攻の定員が1学年30名であるため、実質的には30名以上で行われる授業科目もあるが、複数教員が同席しての指導、小グループでのディスカッションの導入、さらには前回認証評価時には活用されていなかったTAの配置により、双方向的、又は多方向的な教育を行えるよう工夫に努めている。

ただし、当該専攻とは別途に開設され、臨床心理士養成のための第1種指定を受けている人間共生システム専攻臨床心理学指導・研究コースの学生が履修している科目が、当該専攻の必修科目では「臨床心理査定学演習Ⅰ」及び「臨床心理査定学実習Ⅰ」の2科目、さらに選択科目では11科目の計13科目あり、うち7科目において履修者数が30名を超過している。これら当該授業科目の性質等を考慮すれば、関連する倫理教育を受けている他専攻の学生の履修を認めることは適切であると判断できるが、前々回及び前回の認証評価でも指摘されているように、適切な規模での教育を行えるよう引き続き検討が必要である。

【項目2-3 授業の方法】

基準2-3-1

授業は、次に掲げるすべての水準を満たしていること（レベル1）。

- (1) 専門的な臨床心理学の知識を確実に修得させるとともに、具体的な問題解決に必要な臨床心理的分析能力その他の臨床心理士として必要な能力を育成するため、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

特定の分野に偏ることなく授業科目が開設されており、実際の事例をもとにした学習の機会が多く取り入れられている。授業の方法としては、科目の性質に応じて複数教員が担当し、双方向的な討論、ロールプレイ、臨床現場における体験学習、臨床心理事例研究等を採用する等、臨床心理士として必要な能力を多面的に育成するための工夫が凝らされている。上述の通り、TAの配置もこれら教育の充実化に寄与している。

学外実習については、医療・保健、福祉、教育領域において多くの実習施設を用意するとともに、事前・中間・事後指導や教員と実習施設との緊密な連絡・連携によって適切な指導が行われている。実習先への移動時間や移動に伴う負担等にも配慮がなされている。

授業の教育目標、内容、方法、評価基準等はシラバスに記載し、オリエンテーション等で周知されている。しかし、ケースカンファレンスを行う授業について、学年・開講期によって「特論」「演習」「実習」と異なる名称がついた科目で行われており、学生へのヒアリングからも、科目名称と授業内容の対応関係がわかりにくいという意見が挙げられた。また、シラバスの記載内容について、当該専攻の教務委員を中心に校正・確認が行われているが、担当者によって教育目標、授業計画、及び評価方法の記載にばらつきがある。

【項目 2-4 履修科目登録単位数の上限】

基準 2-4-1

各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、履修科目の学習を着実なものとするために、原則として 38 単位が上限とされていること（レベル 1）。

「九州大学大学院人間環境学府規則第 7 条第 2 項」において、学生が 1 年間に履修できる単位の上限が 40 単位と決められており、実際には学生の希望があった場合のみ 38 単位を超える履修を認めている。原則として 38 単位を上限とする本協会の基準を大きく逸脱するものではなく、令和 5 年度修了生の修了時修得単位数は 62～70 単位であること、同年度の学業成績では多くの学生が優れた成績評価を収めていること等を考慮すると、履修科目の学習が着実なものになっていると判断できる。

（5）改善が望ましい点

特になし。

（6）要望事項

①修了時まで提出する 2 編の研究論文について、学生が計画的に執筆活動に取り組むことができるよう、プロセスをわかりやすく周知されたい。

②他専攻の学生の履修を受け入れる影響を含め、適切な規模で授業が実施できるよう引き続き配慮されたい。

③授業科目名称と授業内容の対応関係を学生が理解しやすいように、シラバスの表記やオリエンテーションでの周知を工夫することが望まれる。

④シラバスにおける授業目標、授業計画、及び評価方法の記載について、担当者によるばらつきがないよう専攻として統一し、学生に周知することが望まれる。

第3章 臨床心理実習

(1) 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

平成30年度に移転した学内実習施設は、部屋数、機能・用途、安全面、そして来談者に与える印象の面からも、きわめて配慮が行き届いている。当該大学院における心理臨床の発展の過程を反映した「心理教育相談部門」、「子ども発達相談部門」、「生涯発達支援部門」の3部門を1階と2階に配して、異なるアプローチを併存させつつ統合を具体化している点が特色となっている。また、3階にはカンファレンスルームや教員研究室等が設置されており、面接記録を書くスペースも確保されているなど、充実した施設となっている。相談室の業務、インテーク、ケースカンファレンスにおいては、学生が主体的・積極的に関与しており、臨床現場で将来的に指導的な役割を果たす人材を養成するといった教育理念に沿っている点も高く評価できる。修了生を中心に学外のスーパーヴァイザーが学生の指導を担っている点からは、これまで数多くの臨床心理士を輩出してきた実績がうかがえる。

(3) 第3章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、臨床心理士養成の教育理念や目的に沿って優れた施設で質の高い臨床心理実習が行われており、総合的に判断して適切なものである。

(4) 根拠理由

【項目3-1 学内実習施設】

基準3-1-1

学内実習施設（臨床心理センター等）には、その規模に応じ、臨床心理実習を行うに必要十分な面接室、遊戯療法室、事務室その他の施設（相談員室、待合室等）が整備されていること（レベル1）。

平成30年度のキャンパス移転に伴い、従来からある三つの部門を「総合臨床心理センター」という一つの建物に統合し、1階を「子ども発達相談部門」、「生涯発達支援部門」、2階を「心理教育相談部門」として、それぞれに受付、待合室、事務室の他、面接室や遊戯療法室（プレイルーム）を設置している。1階には大小合わせてプレイルームが9室、相談室が3室、2階にはプレイルームが3室、面接室が8室、3階にはカンファレンス室と和室面接室があり、実習施設として十分な数と質の部屋を備えている。さらに、段差のない構造、廊下の手すり、エレベーター、多目的トイレ、床の保護マット等、バリアフリーへの配慮がなされている。また、日差しを多く取り入れており、木のぬくもりが感じられるデザインには落ち着いた雰囲気があり、静謐な面接環境が整えられているなど、来談者への様々な配慮がうかがえる。そして、各面接室には緊急時の通報システムを設置しており、受付やスタッフルームから遠く離れた面接室やプレイルーム内をPCのモニターで記録・確認できる体

制を取るなど、安全面の管理も十分になされている。相談室の運営を担う複数の学術研究員が週5日勤務の体制となり、学内実習施設における運営管理・指導の面で充実が図られた。

【項目3-2 学内臨床心理実習】

基準3-2-1

学内実習施設（臨床心理センター等）における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、学生のケース担当、ケースカンファレンス、スーパーヴィジョン体制等について適切な配慮がなされていること（レベル1）。

学内臨床心理実習としては、各部門でケース担当、電話受付、インテーク陪席を行っており、特に「子ども発達相談部門」では、チームを編成してインテークを行っている。2年次のケース担当数は一人あたり3～7ケース、平均5.1ケースであり、十分な件数が確保できている。倫理面では、各部門で相談員の職務や記録管理についてのオリエンテーションが行われており、そこでは「臨床心理士倫理綱領」並びに「臨床心理実習（学内・学外）における個人情報保護に関するガイドライン」を用いた指導がなされている。ケースカンファレンスは各部門で週に1回のペースで行われており、司会は学生が担当するなど、学生主体での運営が意識されている。また、授業外の研究会活動も行われており、そこでは指導教員から、カンファレンスで発表できなかったケースへの助言を受ける機会が提供されている。個人スーパーヴィジョンについては、学内の教員のみならず、「総合臨床心理センター」に登録されている学外のスーパーヴァイザーからもなされており、大学から費用の一部が補助されている。

【項目3-3 学外実習施設】

基準3-3-1

学外実習施設には、心理臨床の三大領域（医療・保健、教育、福祉）すべてが含まれていること（レベル1）。

令和5年度では医療・保健領域で精神科病院等13カ所、教育領域は通級指導教室、適応指導教室等14カ所、福祉領域は児童相談所、児童養護施設等11カ所の学外実習施設があり、学生は3領域全てで実習を経験している。一つの実習先あたりの実習生は1～2名程度であり、教員と各実習先との打ち合わせが周到になされている。実習先には遠方の実習先も含まれているが、遠方の実習先と近場の実習先を組み合わせることで、学生にかかる時間的及び金銭的な負担の均衡化を図っている。

【項目 3-4 学外臨床心理実習】

基準 3-4-1

学外実習施設における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、指導体制等について適切な配慮がなされていること（レベル1）。

学外実習は、週1回、10日間、80時間の実習を行い、実習領域ごとに授業科目を設定して単位認定している。学生には「臨床心理学外実習の手引き」に基づいた事前指導がなされており、実習期間中には中間シェアリング、事後には実習終了報告会を開催するなど、適切で細やかな指導が行われている。評価に当たっては、これらの会への出席に加え、実習日誌、実習レポート、実習先評価を加味して総合的に行われている。

（5）改善が望ましい点

特になし。

（6）要望事項

①「子ども発達相談部門」及び「生涯発達支援部門」で行われているチーム編成でのインタークシステムは、学術研究員を中心とした教育効果の高い独自の工夫であるため、そのシステムのノウハウを今後を活用できるよう、文書化することが望まれる。

第4章 学生の支援体制

(1) 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

学習支援、生活支援、キャリア支援等に関する各種オリエンテーションが丁寧に行われている。また、教員を中心に、事務職員や教育補助者（TA）等のスタッフ一同がさまざまな場面を通じて学生の状況等を把握し、適切な指導・支援を行うための体制が構築されている。

(3) 第4章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、学生が学習や実習に取り組める体制が整備されている。

(4) 根拠理由

【項目4-1 学習支援】

基準4-1-1

学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、評価対象大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること（レベル1）。

学務課による履修案内をはじめ、当該専攻独自で作成したオリエンテーション資料に基づき、詳細な履修指導が行われている。また、学内外の実習に関しても、オリエンテーションの実施に加え、時機に応じて実習経過を適切に把握することで、十分な指導・助言を行える体制が整備されている。

基準4-1-2

目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、指導・助言体制の整備がなされていること（レベル1）。

各学生に対して主指導教員1名及び副指導教員1名の指導体制が取られている。また、事例研究論文作成に当たっては、多様な教員からの指導を受けることができるよう配慮がなされている。オフィスアワーも設定され、適切な方法で学生に周知されている。

大学院生室は複数設けられている。それぞれ1室あたり2名の教員の指導学生が利用できるように運営され、ゼミや学年を越えて交流が図れるよう工夫されている。指導・助言を有効に機能させるための研修室や会議室も準備されている。

基準 4-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること（レベル2）。

学内実習施設である「総合臨床心理センター」には学術研究員が配置されている。また、博士後期課程の学生が一部の講義・演習科目のTAに雇用され、それぞれが教育補助者として学生への指導補助を行っている。

基準 4-1-4

多様な経験を有する社会人等を受入れた場合、その基礎学力を補うための対策が講じられていること（レベル1）。

社会人入学者や留学生に対して、個別の履修指導や学習相談を通じて基礎学力を確認し、必要に応じて学部の授業の履修の機会を提供している。また、博士後期課程の学生がTAとして学習支援を行う体制を整える等、基礎学力を補う支援策を講じている。

【項目 4-2 生活支援等】**基準 4-2-1**

学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言・支援体制の整備に努めていること（レベル2）。

経済的支援に関しては、日本学生支援機構の奨学金を中心に複数の貸与・給付型の奨学金制度が整備され、多数の学生に利用されている。

修学・生活等の支援に関しては、「キャンパスライフ・健康支援センター」、「ハラスメント相談室」、「何でも相談窓口」等、複数の窓口が設けられている。「キャンパスライフ・健康支援センター」を兼担する当該専攻教員がいるが、多重関係を避けるために同専攻に在籍する学生の相談は他の相談員が対応する配慮もなされている。

【項目 4-3 障害のある学生に対する支援】**基準 4-3-1**

身体に障害のある者に対して、受験の機会を確保するとともに、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めること（レベル2）。

障がいのある受験生に対しては、入試要項に「障害のある受験生への特別配慮」に関する項目を設け、周知している。入学後の修学支援の体制が整えられ、学内にはユニバーサルデザイン化された施設・設備が整備充足されている。障がいのある学生の修学上の支援及び実習・実技上の特別措置を認めた実績もある。

【項目 4-4 職業支援（キャリア支援）】

基準 4-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること（レベル2）。

年度当初に行われる「進路オリエンテーション」では、進学・就職に関するさまざまな情報が提供されており、この説明に基づき、指導教員による個別相談が適切に行われている。また、就職相談室の設置、臨床心理分野専門職に関する求人情報の広報等により、学生が主体的に進路を選択できるように努めている。さらに、NPO法人九州大学こころとそだちの相談室と連携し、在学生と修了生との交流の機会や修了生に対する卒後教育の場を提供している。

（5）改善が望ましい点

特になし。

（6）要望事項

特になし。

第5章 成績評価及び修了認定

(1) 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

特になし。

(3) 第5章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、成績評価の基準は学生便覧及びシラバスを通じて周知され、個別の指導・助言にも役立っている。修了判定も基準に沿って適切に行われている。

(4) 根拠理由

【項目5-1 成績評価】

基準5-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という）が学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル1）。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

成績評価は「九州大学大学院人間環境学府規則第8条」に則り、その基準によって実施されている。各科目の評価の基準は学生便覧及びシラバスに記載され公開されている。成績評価の結果についてもウェブシステムを通じて学生に告知され、個別の指導・助言に活用されている。

基準5-1-2

学生が在籍する評価対象大学院以外の機関における履修結果をもとに、評価対象大学院における単位を認定する場合には、教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること（レベル1）。

当該専攻を含め、学内にいる四つの専門職大学院が「専門職大学院コンソーシアム」を設立し、相互履修制度を行っている。ただし、当該専攻では教育課程の一体性が損なわれないように、修了要件の単位としては認めない措置を講じている。

【項目 5-2 修了認定】

基準 5-2-1

専門職大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル1）。

(1) 2年（2年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、44単位以上を修得していること。

この場合、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他専攻等を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、20単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

イ 教育上有益であるとの観点から、評価対象大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて20単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で評価対象大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(2) 次のアからウまでに定める授業科目につき、それぞれアからウまでに定める単位数以上を修得していること。

ア 臨床心理学基本科目 16単位

イ 臨床心理展開科目 18単位

ウ 臨床心理応用・隣接科目 10単位

(3) (1) 及び (2) を踏まえて、総合的に判定が行われること。

修了要件は、「九州大学大学院人間環境学府規則第17条」において在籍年数及び単位修得数等が定められている。規則に則り、教授会において総合的な判定が適切に行われている。

(5) 改善が望ましい点

特になし。

(6) 要望事項

特になし。

第6章 教育内容等の改善措置及び教育課程の見直し等

(1) 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

九州大学大学院人間環境学府のFDセミナーに加えて実践臨床心理学専攻の講座内FD研修会が開催されており、臨床心理学分野の専門職養成に特化したFDへの取り組みが行われている。また、インテーク面接や事例経過について検討する授業は、実務家教員と研究者教員が共同で行っており、日々の授業の中で実践経験と研究知見の統合を目指している。

学生による授業評価も、学期ごとの九州大学大学院人間環境学府の授業評価を行い、その結果を反映して、授業ごとの成績の評価基準を公表し、授業内容を改善するなどの積極的なカリキュラム改善を行っている。さらに実践臨床心理学専攻独自に開発したキャリアの成長プロセスをみるためのディベロップメント調査を行っている。

(3) 第6章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、FD研修や授業評価、独自に開発したキャリア成長を評定するディベロップメント調査を実施している。また、毎年1回、地域の臨床心理専門機関代表者が参加する「九州大学大学院人間環境学府実践臨床心理学専攻教育課程連携協議会」を開催し、臨床心理実践現場の視点を取り入れて専門職大学院カリキュラムの現状と課題について検討を行っている。

(4) 根拠理由

【項目6-1 教育内容等の改善措置】

基準6-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること（レベル1）。

九州大学大学院人間環境学府において開催するFDセミナーへの参加に加えて、年間4、5回の臨床心理学講座内FD研修会が開催されており、学内実習、臨床心理士及び公認心理師受験と研究指導の両立、論文発表会から研究力向上等、講座に特化されたテーマについて研修や検討が組織的、継続的に行われている。

基準6-1-2

実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること（レベル2）。

当該専攻の実務家教員における教育上の経験の確保と、研究者教員における実務上の知見を確保するための方策として、双方の教員が共同してインテーク面接の検討や事例の経

過を検討する内容の授業を行っている。また臨床心理学研究論文の中間発表及び提出後の発表会は、実務家教員と研究者教員の双方が同席して討論を行い、双方の経験と知見の統合を図っている。さらにNPO法人九州大学こころとそだちの相談室には、実務家教員と研究者教員の双方が参画しその臨床心理サービス、研修、研究事業を遂行することにより、その協働において経験と知見の交流から新たな実践知の蓄積を目指している。

基準 6-1-3

教育の内容及び方法の改善を図るために学生による授業評価を行い、それを有効に活用すること（レベル1）。

学期ごとに人間環境学府の授業評価アンケートが実施されていることに加えて、実践臨床心理学専攻では開設初年度より、臨床心理実践領域におけるキャリアの成長プロセスを評定するために独自のディベロップメント調査を開発し実施してきた。この調査では教育カリキュラムについての満足度、実習への満足度の評定に加えて、心理検査法と心理療法の理解度と実践度に関する調査を実施している。その結果を受け、各授業の評価基準と方法を公開・周知し、また授業内容を改善するなど積極的に教育カリキュラムの改善が行われている。

【項目 6-2 教育課程の見直し等】

基準 6-2-1

評価対象大学院の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しが、専門職大学院設置基準第6条の2の規定に基づき設置された教育課程連携協議会の意見を勘案しつつ、適切な体制を整備した上で実施されていること（レベル1）。

第1回「九州大学大学院人間環境学府実践臨床心理学専攻教育課程連携協議会」が令和元年7月9日に開催され、以降年1回のペースで開催されている。認証評価期間内の最終開催として令和5年11月20日に第5回連携協議会が開催された。連携協議会には、福岡県臨床心理士会会長と福岡市教育委員会教育相談課長が参加しており、臨床心理実践現場の視点から専門職大学院カリキュラムの現状と課題について充実した検討が行われ、養成に必要な実習施設開拓についての意見交換が行われている。なお、連携協議会には医療や福祉、司法領域の構成員は含まれていない。

(5) 改善が望ましい点

特になし。

(6) 要望事項

①九州大学大学院人間環境学府実践臨床心理学専攻教育課程連携協議会について、今後はさらに、医療や福祉、司法領域の構成員を含むなど、多様な実践臨床心理学領域の現場のニーズを教育課程に取り入れることが期待される。

第7章 入学者選抜等

(1) 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに基づき、的確かつ客観的な評価基準によって実施されている。特に口述試験では、高度専門職業人としての臨床心理士に求められる資質を適切に評価するために、課題解決問題ないし入学志願者の臨床実践等に関する質疑応答を導入するといった工夫に努めている。また、当該専攻開設以来、留学生が継続して入学している実績も高く評価できる。

(3) 第7章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、アドミッション・ポリシーに基づき多様な経験を有する者を入学させるよう努めている。また、入学志願者の適性及び能力等を的確かつ客観的に評価するための体制が整備されている。

(4) 根拠理由

【項目7-1 入学者受入】

基準7-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、教育の理念及び目的に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること（レベル1）。

アドミッション・ポリシー及び入学者選抜の方法等に関する事項を設定し、ウェブサイトや学生募集要項等を通じて入学志願者に適切に公表している。入学者受け入れに係る業務は、当該専攻教員及び学務課の事務職員が連携をとって組織的かつ計画的に行っている。

基準7-1-2

入学者選抜がアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること（レベル1）。

アドミッション・ポリシーに基づき、心理系学部卒業生に限定せず、心理系学部以外の卒業生、社会人、アジアをはじめ広く各国からの留学生を積極的に受け入れるための入学者選抜が行われている。具体的には、一般選抜試験のほか、社会人特別選抜試験及び外国人留学生特別選抜試験が設けられており、いずれにおいても出願書類（英語の外部試験の成績証明書を含む）、筆記試験（専門科目）及び口述試験を総合して合否判定がなされている。

基準 7-1-3

入学資格を有するすべての志願者に対して、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること（レベル1）。

入学者選抜に関する情報は、学生募集要項やウェブサイト等により対外的に公表され、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されている。また、自校出身者に対する優遇措置は講じられておらず、入学者に占める自校出身者の割合は、直近5年間において平均37.8%である。

基準 7-1-4

入学者選抜に当たっては、評価対象大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること（レベル1）。

入学者選抜は、一般選抜試験、社会人特別選抜試験及び外国人留学生特別選抜試験のいずれの場合も、出願書類（英語の外部試験の成績証明書を含む）、筆記試験（専門科目）及び口述試験を総合的に判定して行われている。これらの合格基準により、的確かつ客観的な評価が行われている。

口述試験においては、夏季試験では課題解決型の問題、冬季試験では入学志願者の臨床実践・臨床研究に関する質疑応答を導入するなど、臨床心理士として求められる判断力、思考力、分析力、表現力及び人間関係能力や資質を評価するよう努めている。なお、客観性を担保するため、一般選抜試験では3名の教員による面接、社会人特別選抜試験及び外国人留学生特別選抜試験では全教員による面接が実施されている。

基準 7-1-5

入学者選抜に当たって、多様な経験を有する者を入学させるように努めていること（レベル2）。

多様な経験を有する者を入学させるために、社会人特別選抜試験及び外国人留学生特別選抜試験が設けられている。社会人特別選抜試験においては、3年以上の臨床心理及びその近接領域の実務経験等の聴取を通して、入学志願者の心理学的素養を適切に評価するよう努めている。また外国人留学生特別選抜試験においては、学内外の実習等で必要とされる日本語でのコミュニケーション能力や説明力の評価に取り組んでいる。全入学者数に対する心理系学部以外の出身者、社会人及び留学生を合計した割合は、直近5年間において平均8.7%である。特に、当該専攻開設以来、留学生を継続して受け入れている。

【項目 7-2 収容定員と在籍者数】

基準 7-2-1

在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものにならないようにすること（レベル1）。

当該専攻の収容定員 60 名に対して、過去 3 年連続で在籍者数が収容定員の 110%を超えたことはない。直近 5 年間においては平均 101.3%である。

基準 7-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないように努めていること（レベル2）。

当該専攻の入学定員 30 名に対して、過去 3 年連続で入学者が入学定員の 90%を下回ったことはない。直近 5 年間においては平均 99.3%であり、広報活動に積極的に取り組むなど、所定の入学定員数と乖離しないように努めている。

（5）改善が望ましい点

特になし。

（6）要望事項

①入学志願者の多様性を今後も担保するために、社会人や留学生の受け入れのさらなる拡充が期待される。

第8章 教員組織

(1) 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

研究者教員のみならず、実務家教員も科学研究費補助金を取得しており、専門分野において高度な研究能力を有している。研究者教員も実務家教員と同様に幅広い領域で臨床心理現場の臨床実践活動を行っており、これらの活動が社会連携として記録され、教員業績として評価されている。学術研究員が「総合臨床心理センター」の運営日すべてに主任として配置され、専任教員の教育・研究の職務を補助できる体制が整えられた。

(3) 第8章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしている。いずれの専任教員も十分な研究業績を有しており、臨床心理士有資格教員についてはそれぞれの専門分野における臨床経験を有し、臨床心理学分野の専門職養成のための適切な教員組織が整備されている。「総合臨床心理センター」の運営については、主任として学術研究員を配置することにより、教員の学内実習運営における過重負担が軽減できた点を評価したい。しかし、令和5年度時点では一部の教員の授業負担が過剰になっているため、今後、見直しが必要となっている。

(4) 根拠理由

【項目8-1 教員の資格と評価】

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること（レベル1）。

令和5年5月1日現在の専任教員8名のうち、教授が4名、准教授が3名、講師が1名となっている。専任教員については、教育の質を保つために教授が1/2以上になることが期待されており、これを満たしている。専任教員の専門分野は医療、福祉、教育と幅広い。

基準 8-1-2

基準 8-1-1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力及び社会的・職業的倫理意識があると認められる者が、専任教員として置かれていること（レベル 1）。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

令和 5 年度の 8 名の専任教員はそれぞれの専門分野において、専攻分野における学術論文、著書などの業績を有し、科学研究費補助金を取得するなど、教育及び研究上の優れた業績を有している。そのうち 7 名の臨床心理士有資格教員は、それぞれの専門分野において豊かな臨床経験を有しており、臨床心理面接、臨床心理査定の高い技術、技能を有している。さらに実務家教員の採用に当たっては、医療・保健、教育、福祉、学生相談領域における経験豊富な教員を採用している。これらの専任教員の研究業績、教育活動、社会貢献活動等の情報は、大学のウェブサイト等で公表されている。

【項目 8-2 専任教員の担当授業科目の比率】

基準 8-2-1

教育上主要と認められる授業科目（必修科目、選択必修科目）については、原則として、専任教授又は准教授が配置されていること（レベル 1）。

令和 5 年度について必修 21 科目すべてにおいて、専任の教授・准教授が配置されている。

【項目 8-3 教員の教育研究環境】

基準 8-3-1

教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲にとどめられるように努めていること（レベル 2）。

令和 5 年度の 8 名の専任教員の大学院及び学部における授業の担当単位数について、3 名の教員は 20 単位以下という解釈指針の目安を超過しており、その全員が上限の 26 単位を超えていた。今後、学部の担当科目の状況も併せて協議を行い、各教員間の業務負担の見直しに努めるとされている。

基準 8-3-2

専任教員には、教育上及び研究上の職務を遂行するのに欠かせない心理臨床活動の時間が確保され、それが業績として評価されていること（レベル 1）。

令和 5 年度の臨床心理士有資格者の教員は、学生の教育以外に臨床心理現場での臨床実

践を行っている。その領域は、病院臨床、福祉臨床、学校臨床、学生相談、被害者・被災者支援や心の緊急支援・相談等の地域援助活動など多岐にわたっており、それらは「教員活動進捗・報告システム」において、社会連携として記録され、教員業績として評価されている。

基準 8-3-3

専任教員には、その教育上、研究上及び管理上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるように努めていること（レベル2）。

平成16年度からサバティカル制度が設けられており、教員として勤続7年を超える者は、教育研究の向上と飛躍を図るため、教育、大学運営等の通常業務を一定期間免除し、自主的調査研究を行うことができる環境が整備されている。また令和5年度より、教員の自主的調査研究期間を確保する目的で、原則1クォーター（3ヶ月）の間、教育や管理運営業務を免除するフリークォーター制度が新設された。

基準 8-3-4

専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること（レベル1）。

学内実習施設である「総合臨床心理センター」の「心理教育相談部門」及び「子ども発達相談部門」、「生涯発達支援部門」に臨床心理士の資格を有し、専任教員の教育及び研究上の職務の補助ができる学術研究員（臨床心理士有資格者）を週5日勤務の主任として採用し、専任教員の教育上及び研究上の職務の補助に当たっている。

（5）改善が望ましい点

特になし。

（6）要望事項

①令和7年度以降についても教員の授業負担が20単位を超えないように引き続きの取り組みが望まれる。

第9章 管理運営等

(1) 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

特になし。

(3) 第9章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、臨床心理士養成に必要な管理運営等の体制が整備されている。また、自己点検評価等の情報公開も適切に行われている。

(4) 根拠理由

【項目9-1 管理運営の独自性】

基準9-1-1

教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営体制を有していること(レベル1)。

当該専攻の運営に関する重要事項を審議するのは、「九州大学大学院人間環境学府教授会」であり、ここで教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜等に関する重要事項が審議・決定されている。また、教員人事等、大学院の運営に関する重要事項は、「九州大学大学院人間環境学研究院教授会」において審議されている。

基準9-1-2

基準9-1-2

管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、配置された職員の研修が行われていること(レベル1)。

当該専攻に関する管理運営を行うための適切な事務体制が整備されており、かつ事務職員が配置されている。また、事務職員に対し、職位や業務内容に応じた多様な研修(スタッフ・ディベロップメント/SD)の機会が設けられており、事務職員は自身に求められる知識及び技能の習得、能力及び資質の向上に努めている。

基準9-1-3

教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること(レベル1)。

財政的基礎は、文部科学省からの運営費交付金によって「教育研究基盤校費」が配分されている。教員に対しては「研究経費」があり、学生への教育活動のための経費は、教員の研

究経費とは別に、「教育経費」及び「留学生経費」が配分されている。「総合臨床心理センター」には「附属施設等経費」が配分され、教育補助等を行うセンター主任でもある学術研究員にかかる人件費には、非常勤職員人件費が確保されている。

【項目 9-2 自己点検評価】

基準 9-2-1

教育水準の維持向上を図り、専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について、自ら自己点検評価を行い、その結果を公表していること（レベル1）。

中期目標・中期計画に基づいた学府独自の計画を立て、実施状況について毎年度自己点検・評価を行い、その結果を次年度の年度計画に反映している。また、3年毎に助教以上の専任教員を対象とした教員活動評価を行っている。さらに、国立大学法人評価、大学機関別認証評価、臨床心理分野専門職大学院認証評価を受審しており、これらの結果はウェブサイトにて公表されている。

基準 9-2-2

自己点検評価を行うに当たっては、その趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、責任ある実施体制が整えられていること（レベル1）。

人間環境学府では、教育研究並びに組織運営に関する評価、中期目標の達成度に係る評価等、評価に係る重要事項について審議を行い、企画・立案等がなされており、自己点検評価を行うに際しての責任ある実施体制が整備されている。当該専攻の専任教員も毎年度、「教育」、「研究」、「国際交流」、「社会連携」、「管理運営」に関わる自身の活動目標を設定し、自己点検評価を行っている。

基準 9-2-3

自己点検評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、適切な体制が整えられていること（レベル1）。

自己点検評価の結果は、人間環境学府の評価委員会が取りまとめ、明らかになった課題等については、各種委員会やFD等において改善に向けた取り組みを推進している。また、自己点検評価の結果を踏まえて次年度の年度計画を策定するなど、教育活動等の改善に活用するための適切な体制が整備されている。

基準 9-2-4

自己点検評価の結果について、第三者による検証を行うよう努めていること（レベル2）。

当該専攻は令和元年度に、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の臨床心理分野専門職大学院認証評価を受審し、「評価基準に適合している」との評価を受けている。また、当該大学は、令和3年度に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審し、「大学評価基準に適合している」との評価を受けている。

【項目 9-3 情報の公示】

基準 9-3-1

教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること（レベル1）。

当該専攻の教育活動等の状況については、学生便覧やウェブサイトにより、広く社会に向けて積極的な情報提供を行っている。

基準 9-3-2

教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること（レベル1）。

当該専攻の教育活動等に関する重要事項を記載した文書は、学生便覧やウェブサイト、九州大学大学院人間環境学府実践臨床心理学専攻（専門職大学院）の案内等各種パンフレットにより、毎年度公表している。

【項目 9-4 情報の保管】

基準 9-4-1

認証評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること（レベル1）。

当該専攻の教育活動等に関する重要事項を記載した文書や自己点検評価に関する文書及びその根拠資料、外部評価報告書等を含む評価の基礎となる情報については、当該専攻の教員組織のもとで、情報の調査及び収集が随時行われている。また、これらの情報は、各関係部署で適切に整理・保管されている。保管期間は、授業評価アンケートは3年間、自己点検評価等は10年間、成績原簿は無期限、それ以外は5年間である。なお、これらの情報は、学内外で調査・確認等の必要があった場合に速やかに提出できる状態に置かれている。

(5) 改善が望ましい点

特になし。

(6) 要望事項

特になし。

第 10 章 施設、設備及び図書館等

(1) 評価

第 10 章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

平成 30 年度のキャンパス移転により新築された教室、演習室、教員室、面談スペース、自習室、図書館、学内実習施設の設備は、規模、デザイン、機能性ともに優れており、またそれらが伊都キャンパス・イーストゾーンに集約され、学生と教員にとって利便性が高く、学生と教員の交流も活性化されている。また、近接している九州大学中央図書館は国内最大規模の総合図書館であり、院生の学習、研究のための充実した機能を提供している。

(3) 第 10 章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、臨床心理分野の専門職養成に必要な実習施設、設備、学生の自習室、教員の研究室、図書館等が備えられている。

(4) 根拠理由

【項目 10-1 施設の整備】

基準 10-1-1

評価対象大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他専門職大学院の運営に必要十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること（レベル 1）。

教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設がイーストゾーン 1 号館と「総合臨床心理センター」と中央図書館に設置されており、これらの施設が一カ所に集合しており利便性が高い。専任教員には、それぞれ教員室が与えられ、学生の自習室は 2 ゼミで一室が割り当てられ、全部で 5 室が確保されている。「総合臨床心理センター」は 3 階建てで面接室とプレイルームが 23 室備えられ、各室のアレンジにはそれぞれ工夫が凝らされている。センター内の 3 階に大きな研修室が設置され、パーティションで区切ってカンファレンスを行うことができる。ただし、カンファレンスを実施する教室の中には、発表者の声が後部まで届きづらい部屋も見受けられた。近接する中央図書館は、国内トップクラスの規模で、心理学関連図書も豊富である。約 1,500 席の座席の他にアクティブラーニングのためのミーティングルームも備えられており、教員の教育・研究や学生の学習に役立つ機能を備えた施設が設置されている。

【項目 10-2 設備及び機器の整備】

基準 10-2-1

各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること（レベル1）。

十分な規模の学内実習施設、教員室・面談スペース、事務室、自習室・図書館それぞれの施設において、教員の教育、研究、学生の学習を行うために必要な情報機器、情報管理機器、心理検査用具、箱庭療法用具等が備えられている。学内実習施設では相談記録は保管庫で保存され、施設内で独立した情報ネットワークで記録、保存が完結しており、守秘が徹底されている。自習室には守秘のためのシュレッダーが備えられ、机は院生一人ずつ、PCも院生二人に1台で備えられている。

【項目 10-3 図書館の整備】

基準 10-3-1

専門職大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること（レベル1）。

当該専攻の教室・研究室・自習室、学内実習施設と近接して、2018年に開館された4階建て約2万㎡の規模の中央図書館がある。約350万冊の収容能力を有しており、そこに約31,500冊の心理学関連図書と990誌以上の雑誌が収容されている。対話できる小ルーム、アクティブラーニングスペースや、院生が図書館TAとして学生の学習支援を行うシステムも構築されており、教員の教育・研究並びに学生の学習に役立つ利便性の高い施設として運営されている。

（5）改善が望ましい点

特になし。

（6）要望事項

特になし。

(資料) 九州大学大学院の現況及び特徴

I 評価対象大学院の現況及び特徴

1 現況

- (1) 名称 九州大学大学院 人間環境学府 実践臨床心理学専攻(専門職学位課程)
- (2) 所在地 〒819-0395 福岡県福岡市西区元岡 744 番地
- (3) 開設年月 平成 17 年 4 月
- (4) 教員数(令和 6 年 5 月 1 日現在)
- | | | | | | |
|----|-----|-----|-----|------|-----|
| 教授 | 3 名 | 准教授 | 3 名 | 専任講師 | 1 名 |
| 助教 | 0 名 | その他 | 5 名 | | |
- (5) 学生数(令和 6 年 5 月 1 日現在)
- | | |
|------|---------------------------|
| 収容定員 | 60 名 |
| 在籍者数 | 60 名(1 年次 30 名 2 年次 30 名) |

2 特徴

(1) 沿革

本専攻は、我が国最大の臨床心理学の学会である「日本心理臨床学会」第 1 回大会を本学で開催した経緯を持ち、第一種指定大学院の第 1 号でもあるという臨床心理分野における教育・研究に積極的かつ先駆的に取り組んできた歴史を基盤に、全国初の臨床心理分野の専門職大学院として、平成 17 年 4 月に開設した。

(2) 教育の理念・目的における特徴

本専攻では、臨床心理分野の高度専門職業人の養成にあたり、(A) その業界でより高度の知識・技術を持つ指導的な役割を果たすことができる人材を輩出する、(B) アジアをはじめ広く国内外で活躍が期待される人材を輩出するという理念のもと「様々な臨床心理現場との連携を深めつつ、種々の臨床心理現場に即応できる臨床心理分野の高度専門職業人の養成」を目的とし、①医療・保健、教育、福祉、司法・矯正など多岐にわたる臨床心理活動領域に即応できる人材、②生涯発達における様々な心理的援助レベルに対応できる人材、③個別・集団レベル、ネットワーク・システムレベルなどいろいろな心理的援助の介入レベルで活躍できる人材、④地域及び他分野に根ざしたコラボレーションが可能な人材の養成を目標としている。

(3) 教育内容における特徴

教育について、①理論学習と実践経験のバランス、②多様な学内実習と三大領域における学外実習、③臨床心理現場に即した具体的・実践的な指導の考え方に基づき、カリキュラムを臨床心理学基幹科目群(必修:18 単位)、臨床心理学展開科目群(必修:18 単位)、臨床心理学基本科目群(選択:10 単位以上)と大きく 3 群に分け、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、臨床心理士・公認心理師としての実務に必要な専門的スキルを養成できるようにしている。

(4) 教育方法における特徴

① ディベロップメント調査の実施

本専攻では教育目標・教育目的をより高いレベルで達成することを目的に、専攻内に FD 委員会を設置し、専任教員全員でカリキュラム・FD の在り方等について検討している。また、入学時、進級時、修了時に学生のディベロップメント調査を実施し教育内容の検討を行

っている。

② 専門職大学院コンソーシアムの実施

臨床心理学専門職大学院である本専攻をはじめ、医学系学府医療経営・管理学専攻、経済学府産業マネジメント専攻、法科大学院の法務学府実務法学専攻という、多様性のある九州大学の専門職大学院の特徴を生かし「専門職大学院コンソーシアム」を立ち上げ、相互履修制度など、重層的なネットワークの構築と社会貢献に取り組んでいる。

(5) 社会貢献等における特徴

平成 18 年 11 月、昨今の多種多様な社会の臨床心理分野に関するニーズに応え、本学で集積してきた「臨床心理学の知見と専門性」を社会、地域住民に貢献することを目的に「NPO 法人九州大学こころとそだちの相談室」を設立した。学生の実習教育の場として連携を図り、研修会の実施など社会貢献に取り組んでいる。また、NPO 法人九州大学こころとそだちの相談室は、福岡県内の心理支援に関する実績が認められ、平成 30 年に福岡県精神保健福祉事業功労者として福岡県知事表彰を受けた。

II 専門職大学院の目的

- 1 本専攻は、「様々な臨床心理現場との連携を深めつつ、種々の臨床心理現場に即応できる臨床心理分野の高度専門職業人の養成」を目的としている。
- 2 教育目的を実現するため、以下に示すアドミッション・ポリシーのもと、心理系学部卒業生に限定せず、一定の臨床心理学的実務経験を有する社会人や、一定の心理学的素養を持つ他学部の卒業生も受け入れている。また、留学生についても積極的受入れのため外国人留学生特別選抜を行っている。

アドミッション・ポリシー

- 臨床心理分野の高度専門職業人をめざす明確な動機と意欲があること。
 - 人間に対する深い関心と理解力を持っていること。
 - 柔軟で安定した対人関係能力を持っていること。
 - 人間環境に対する幅広い興味と洞察力を持っていること。
 - 社会人としての常識と対人援助を行う専門家としての倫理意識を有すること。
- 3 教育目的を達成するために、以下の取組を行っている。
 - 理論学習が中心となる講義・演習と経験学習が中心となる実習のバランスを考慮に入れて教育を行う。
 - 多様な学内実習と心理臨床の三大領域である医療・保健、教育、福祉領域における学外実習を行う。
 - 実務家教員等の指導により臨床心理現場における具体的・実践的なきめ細かな実習を行う。
 - 豊富な知識と技術を身に付けるため種々の臨床心理現場に共通した知識と技術を学ぶ授業科目（必修科目）と共に、各臨床心理現場に特有の知識と技術を学ぶ授業科目（必修及び選択科目）の両方を適切に受講させる。